

2-(4) 条例に基づく上乗せ排水基準

(水道汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例)

2-(4)-① 川内川水域に係る上乗せ排水基準

適用区域：川内川及びこれに接続する公共用水域

ア 鶴田ダムから下流の川内川水域に係る上乗せ排水基準

(昭和48年3月30日公布、昭和48年4月1日施行)

区 分	業 種		項目及び許容限度						適用の日又は 適用期間
			生物化学的 酸素要求量 (単位1リットル につきミクグラ ム)		浮遊物質 量 (単位1リットル につきミクグラ ム)		大腸菌群 数 (単位1立 方センチメー トルにつ き 個)		
			日 間 平 均	最 大	日 間 平 均	最 大			
この条例の施 行の日前に設 置されている 特 定 事 業 場 (特定施設の 設置の工事を しているもの を含む。)	パルプ、紙又 は紙加工品 製造業	排水水量130,000立方メートル以上のもの	50	65	60	80		昭和48年6月24日	
		排水水量130,000立方メートル未満のもの						昭和48年6月24日から 昭和49年12月31日まで	
			70	90	80	100		昭和50年 1月 1日	
	食料品製造業	でん粉又は化工でん粉製造業	1,000	1,300	200	250		昭和48年 6 月24日	
		蒸留酒又は混成酒製造業	300	390	150	200		昭和48年 6 月24日	
		その他のもの	90	120	80	100		昭和48年 6 月24日	
	製糸業		90	120	70	90		昭和48年 6 月24日	
	採石業又は砂利採取業				250	300		昭和48年 6 月24日	
	と畜場		60	80	80	100	3,000	昭和48年 6 月24日	
	し尿処理施設のみを有するもの		30		50	70		昭和48年 6 月24日	
	陶磁器又は陶磁器関連製品製造業		30	40	40	60		昭和48年 6 月24日	
	その他のもの	(豚房施設、牛房施設又は馬房施設を 有するものを除く。)	30	40	70	90		昭和48年 6 月24日	
この条例の施 行の日以後の 設置に係る特 定事業場	採石業又は砂利採取業				150	200			
	し尿処理施設のみを有するもの		30	40	50	70			
	下水道終末処理場		15	20	40	60			
	豚房施設、牛 房施設又は馬 房施設を有す るもの	排水水量1,000立方メートル以上のもの	20	25	30	40			
		排水水量1,000立方メートル未満200立 方メートル以上のもの	30	40	40	60			
		排水水量200立方メートル未満のもの	60	80	70	90			
	その他のもの	排水水量1,000立方メートル以上のもの	20	25	30	40	3,000		
		排水水量1,000立方メートル未満のもの	30	40	40	60	3,000		

- 備考 1 「特定事業場」とは、法第2条第3項に規定する特定事業場をいう。
- 2 「排水量」とは、特定事業場から排出される1日当たりの平均的な排水の量をいう。
- 3 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 4 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排水量が50立方メートル未満の特定事業場については適用しない。
- 5 この表に掲げる上乗せ排水基準は、昭和49年12月1日以後において一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場については、適用しない。
- ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場が昭和49年12月1日前に特定施設となっている施設を設置していること(設置の工事をしていることを含む。)によって特定事業場であるときは、この限りでない。
- 6 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排水基準を定める総理府令(昭和46年総理府令第35号)第2条に規定する検定方法による検出値である。

イ 鶴田ダムから上流の川内川水域に係る上乘せ排水基準

(昭和49年10月11日公布、昭和49年10月11日施行)

区 分	業 種		項目及び許容限度						適用の日又は 適用期間
			水素イオン 濃 度 (水素指数)	生物化学的酸 素要求量 (単位1リットルに つきミリグラム)		浮遊物質量 (単位1リットルに つきミリグラム)		大腸菌群数 (単位1立 方センチメートル につき個)	
				日 間 平 均	最 大	日 間 平 均	最 大		
昭和49年10月	蒸留酒又は混成酒製造業		5.8～8.6	100	130	100	130		昭和50年10月 1 日
11日前に設置	染色整理業		5.8～8.6	100	130	100	130		昭和50年10月 1 日
されている特	し尿処理施設のみを有するもの		5.8～8.6	30		50	70	3,000	昭和50年10月 1 日
定事業場（特	と畜場		5.8～8.6	30	40	40	60	1,000	昭和50年10月 1 日
定施設の設置	豚房施設,	排水量200立方メートル以							昭和50年10月 1 日
の工事をして	牛房施設	上のもの		20	25	30	40	1,000	
いるもの	又は馬房	排水量200立方メートル未							昭和50年10月 1 日
を含む。)	施設を有	満50立方メートル以上のもの		80	100	90	120		
	するもの	排水量50立方メートル未満							昭和50年10月 1 日
		のもの	5.8～8.6	120	160	150	200	3,000	
	その他のもの		5.8～8.6	120	160	150	200	3,000	昭和50年10月 1 日
昭和49年10月	豚房施設,	排水量200立方メートル以							
11日以後の設	牛房施設	上のもの		20	25	30	40	1,000	
置に係る特定	又は馬房	排水量200立方メートル未							
事業場	施設を有	満50立方メートル以上のもの		60	80	70	90		
	するもの	排水量50立方メートル未満							
		のもの	5.8～8.6	90	120	100	130	3,000	
	そ の 他 の	排水量1,000立方メートル							
	もの	以上のもの		20	25	30	40		
		排水量1,000立方メートル							
		未満のもの	5.8～8.6	30	40	40	60	3,000	

- 備考 1 「特定事業場」とは、法第2条第3項に規定する特定事業場をいう。
- 2 「排水量」とは、特定事業場から排出される1日当たりの平均的な排水の量をいう。
- 3 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 4 この表に掲げる上乘せ排水基準は、排水量が30立方メートル未満の特定事業場については適用しない。
- 5 この表に掲げる上乘せ排水基準は、昭和49年12月1日以後において一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場については、適用しない。
- ただし、当該施設が特定施設となった際に当該工場又は事業場が昭和49年12月1日前に特定施設となっている施設を設置していること（設置の工事をしていることを含む。）によって特定事業場であるときは、この限りでない。
- 6 この表に掲げる上乘せ排水基準は、排出基準を定める総理府令第2条に規定する検定方法による検出値である。

2-(4)-② 鹿児島市内水域に係る上乗せ排水基準

適用区域：稲荷川，甲突川，新川，脇田川，永田川及び和田川並びにこれらに接続する公共用水域

(昭和54年7月9日公布、昭和54年7月9日施行)

区 分		業 種		項目及び許容限度						
				水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)		浮遊物質質量(単位1リットルにつきミリグラム)		大腸菌群数(単位1立方センチメートルにつき個)	
					日 間 平 均	最 大	日 間 平 均	最 大		
昭和48年4月1日（永田川及び和田川並びにこれらに接続する公共用水域に係るもの） にあっては、昭和54年7月9日）前に設置されている特定事業場（特定施設の設置の工事をしているものを含む。）	下水道処理区域内のもの	すべてのもの		5.8～8.6	20	25	50	70	3,000	
	下水道処理区域外のもの	豚房施設、牛房施設又は馬房施設を有するもの	排出水量200立方メートル以上のもの			30	40	40	60	
			排出水量200立方メートル未満50立方メートル以上のもの			80	100	90	120	
			排出水量50立方メートル未満のもの	5.8～8.6	120	160	150	200	3,000	
			畜産食料品製造業	5.8～8.6	30	40	40	60	3,000	
		野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	5.8～8.6	90	120	80	100	3,000		
		米菓製造業	5.8～8.6	60	80	80	100	3,000		
		飲料製造業	5.8～8.6	90	120	80	100	3,000		
		さつまいもでん粉製造業	5.8～8.6	500	650	200	250	3,000		
		めん類製造業	5.8～8.6	60	80	80	100	3,000		
		豆腐製造業	5.8～8.6	60	80	80	100	3,000		
		紡績業、繊維製品製造業又は染色整理業	5.8～8.6	60	80	80	100	3,000		
		紙製造業	5.8～8.6	60	80	80	100	3,000		
		生コンクリート又はセメント製品製造業	5.8～8.6			30	40	3,000		
		ガス供給業	5.8～8.6	30	40	40	60	3,000		
		酸又はアルカリによる表面処理施設を有するもの	5.8～8.6	30	40	30	40	3,000		
		水道施設、工業用水道施設又は家用工業用水道の施設を有するもの	5.8～8.6	30	40	40	60	3,000		
		洗たく業	5.8～8.6	60	80	80	100	3,000		
		写真現像業	5.8～8.6	30	40	30	40	3,000		
		自動式車両洗浄施設を有するもの	5.8～8.6			30	40	3,000		
		し尿処理施設を有するもの	5.8～8.6	30	40	50	70	3,000		
	その他のもの	5.8～8.6	120	160	150	200	3,000			
昭和48年4月1日（永田川及び和田川並びにこれらに接続する公共用水域に係るもの） にあっては、昭和54年7月9日）以後の設置に係る特定事業場	すべてのもの	排出水量2,000立方メートル以上のもの		5	10	10	20			
		排出水量2,000立方メートル未満のもの	5.8～8.6	20	25	30	40	3,000		

- 備考 1 「特定事業場」とは、法第2条第3項に規定する特定事業場をいう。
- 2 「下水道処理区域」とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- 3 「排出水量」とは、特定事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量をいう。
- 4 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 5 昭和48年4月1日（永田川及び和田川並びにこれらに接続する公共用水域に係るもの）にあっては、昭和54年7月9日前に設置されている特定事業場（特定施設の設置の工事をしているものを含む。）のうち下水道処理区域外のものとなったときは、当該特定事業場は、下水道処理区域内のものとなった日から起算して1年間は、なお下水道処理区域外のものとし、この表の規定を適用する。
- 6 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排出水量が30立方メートル未満の特定事業場については適用しない。
- 7 この表に掲げる上乗せ排水基準は、昭和54年5月10日以後において一の施設が特定施設となった際にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場については、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際に当該工場又は事業場が昭和54年5月10日以前に特定施設となっていた施設を設置していること（設置の工事をしていることを含む。）によって特定事業場であるときは、この限りでない。
- 8 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排水基準を定める総理府令第2条に規定する検定方法による検出値である。

2-(4)-③ 米之津川水域に係る上乘せ排水基準

適用区域：米之津川及びこれに接続する公共用水域

(昭和48年6月30日公布、昭和48年7月1日施行)

区 分	業 種		項目及び許容限度						適用の日又は 適用期間
			生物化学的 酸素要求量 (単位1リットル につきミリグラ ム)		浮遊物質 量 (単位1リットル につきミリグラ ム)		大腸菌群 数 (単位 1立方センチ メートルにつ き個)		
			日 間 平 均	最 大	日 間 平 均	最 大			
昭和48年7月1 日前に設置さ れている特定 事業場（特定 施設の設置の 工事をしてい るものを含 む。）	パルプ、紙又は 紙加工品製造業	排水水量62,000立方メートル以上のもの	50	65	60	80		昭和49年7月1日	
		排水水量62,000立方メートル未満のもの	80	100	90	120		昭和49年7月1日から 昭和51年6月23日まで	
			60	80	70	90		昭和51年6月24日	
	エチルアルコー ル製造業	排水水量13,000立方メートル以上のもの	50	65	50	65		昭和49年7月1日	
		排水水量13,000立方メートル未満のもの	150	200	100	130		昭和49年7月1日から 昭和51年6月23日まで	
			60	80	50	65		昭和51年6月24日	
	製あん業		250	300	250	300		昭和49年7月1日	
	と畜場		60	80	80	100	3,000	昭和49年7月1日	
	その他のもの（豚房施設、牛房施設又は馬房施設を有 するものを除く。）		100	130	100	130		昭和49年7月1日	
	昭和48年7月1 日以後の設置 に係る特定事 業場	し尿処理施設の みを有するもの	排水水量1,000立方メートル以上のもの	20		30	40		
排水水量1,000立方メートル未満のもの			30		30	40			
豚房施設、牛房 施設又は馬房施 設を有するもの		排水水量1,000立方メートル以上のもの	20	25	30	40			
		排水水量1,000立方メートル未満200立方 メートル以上のもの	30	40	40	60			
		排水水量200立方メートル未満のもの	60	80	70	90			
その他のもの		排水水量1,000立方メートル以上のもの	20	25	30	40			
		排水水量1,000立方メートル未満のもの	30	40	40	60			

- 備考 1 「特定事業場」とは、法第2条第3項に規定する特定事業場をいう。
- 2 「排水量」とは、特定事業場から排出される1日当たりの平均的な排水の量をいう。
- 3 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 4 この表に掲げる上乘せ排水基準は、排水量が50立方メートル未満の特定事業場については適用しない。
- 5 この表に掲げる上乘せ排水基準は、昭和49年12月1日以後において一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場については、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際に当該工場又は事業場が昭和49年12月1日前に特定施設となっている施設を設置していること（設置の工事を行っていることを含む。）によって特定事業場であるときは、この限りでない。
- 6 この表に掲げる上乘せ排水基準は、排水基準を定める総理府令第2条に規定する検定方法による検出値である。

2-(4)-④ 大淀川水域に係る上乘せ排水基準

適用区域：大淀川、横市川及び溝之口川並びにこれに接続する公共用水域

(昭和49年10月11日公布、昭和49年10月11日施行)

区 分	業 種		項目及び許容限度						適用の日又は 適用期間
			水素イオン 濃 度 (水素指数)	生物化学的酸 素要求量 (単位1リットルに つきミリグラム)		浮遊物質 量 (単位1リットルに つきミリグラム)		大腸菌群数 (単位1立 方センチメートル につき個)	
				日 間 平 均	最 大	日 間 平 均	最 大		
昭和49年10月11日前に設置されている特定事業場（特定施設の設置の工事をして いるものを含む。）	食用アミノ酸製造業		5.8～8.6	30	40	40	60		昭和50年10月 1 日
	でん粉又は化工でん粉製造業			1,000	1,300	200	250		昭和50年10月 1 日から 昭和51年 6 月23日まで
	製糸業		5.8～8.6	90	120	70	90		昭和50年10月 1 日
	と畜場		5.8～8.6	30	40	40	60	1,000	昭和50年10月 1 日
	豚房施設、 牛房施設	排出水量200立方メートル以上のもの		20	25	30	40	1,000	昭和50年10月 1 日
	又は馬房 施設を有 するもの	排出水量200立方メートル未満50立方メートル以上のもの		80	100	90	120		昭和50年10月 1 日
		排出水量50立方メートル未満のもの	5.8～8.6	120	160	150	200	3,000	昭和50年10月 1 日
	その他のもの		5.8～8.6	120	160	150	200	3,000	昭和50年10月 1 日
昭和49年10月11日以後の設置に係る特定事業場	豚房施設、 牛房施設	排出水量200立方メートル以上のもの		20	25	30	40	1,000	
	又は馬房 施設を有 す	排出水量200立方メートル未満50立方メートル以上のもの		60	80	70	90		
		排出水量50立方メートル未満のもの	5.8～8.6	90	120	100	130	3,000	
	そ の 他 の もの	排出水量1,000立方メートル以上のもの		20	25	30	40		
		排出水量1,000立方メートル未満のもの	5.8～8.6	30	40	40	60	3,000	

備考 1 「特定事業場」とは、法第2条第3項に規定する特定事業場をいう。

2 「排出水量」とは、特定事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量をいう。

3 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

4 この表に掲げる上乘せ排水基準は、排出水量が30立方メートル未満の特定事業場については適用しない。

5 この表に掲げる上乘せ排水基準は、昭和49年12月1日以後において一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場については、適用しない。

ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場が昭和49年12月1日前に特定施設となっている施設を設置していること（設置の工事をしていることを含む。）によって特定事業場であるときは、この限りでない。

6 この表に掲げる上乘せ排水基準は、排水基準を定める総理府令第2条に規定する検定方法による検出値である。

2-(4)-⑤ 志布志湾流入水域に係る上乗せ排水基準

適用区域：肝属川、田原川、菱田川、安楽川及び前川並びに接続する公共用水域

(昭和50年10月15日公布、昭和50年11月1日施行)

区 分	業 種		項目及び許容限度					
			水素イオン濃 度 (水素指数)	生物化学的酸素要求 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	浮遊物質質量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)		大腸菌群数 (単位 1 立方センチメートルにつき個)	
				日 間 平 均	最 大	日 間 平 均	最 大	
昭和50年11月1日 前に設置されて いる特定事業場 (特定施設の設 置の工事をして いるものを含 む。)	乳製品製造業		5.8～8.6	50	65	50	65	1,000
	食鳥処理加工業		5.8～8.6	30	40	40	60	1,000
	蒸留酒及び混 成酒製造業	排出水量2,000立方メートル以上のもの		20	30	40	60	
		排出水量2,000立方メートル未満50立方メ ートル以上のもの		60	80	70	90	
		排出水量50立方メートル未満のもの	5.8～8.6	120	160	150	200	3,000
	染色整理業		5.8～8.6	100	130	100	130	3,000
	製糸業		5.8～8.6	100	130	100	130	3,000
	エチルアルコ ール製造	排出水量7,000立方メートル以上のもの		20	30	40	60	
		排出水量7,000立方メートル未満のもの	5.8～8.6	60	80	70	90	3,000
	クエン酸製造 業	排出水量10,000立方メートル以上のもの		20	30	40	60	
		排出水量10,000立方メートル未満	5.8～8.6	120	160	150	200	3,000
	と畜場		5.8～8.6	30	40	40	60	1,000
	し尿処理施設のみを有するもの		5.8～8.6	30	40	50	70	3,000
	豚房施設、牛 房施設又は馬 房施設を有す るもの	排出水量200立方メートル以上のもの		30	40	40	60	
		排出水量200立方メートル未満50立方メー トル以上のもの		80	100	90	120	
排出水量50立方メートル未満のもの		5.8～8.6	120	160	150	200	3,000	
その他のもの（さつまいもでん粉製造業を除く。）		5.8～8.6	120	160	150	200	3,000	
昭和50年11月1日 以後の設置に係 る特定事業場	豚房施設、牛 房施設又は馬 房施設を有す るもの	排出水量200立方メートル以上のもの		20	25	30	40	
		排出水量200立方メートル未満50立方メー トル以上のもの		60	80	70	90	
		排出水量50立方メートル未満のもの	5.8～8.6	90	120	100	130	3,000
	その他のもの	排出水量1,000立方メートル以上のもの		20	25	30	40	
		排出水量1,000立方メートル未満のもの	5.8～8.6	30	40	40	60	3,000

備考 1 「特定事業場」とは、法第2条第3項に規定する特定事業場をいう。

2 「排出水量」とは、特定事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量をいう。

3 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

4 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排出水量が30立方メートル未満の特定事業場については適用しない。

5 この表に掲げる上乗せ排水基準は、昭和49年12月1日以後において一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場については、適用しない。

ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場が昭和49年12月1日前に特定施設となっている施設を設置していること(設置の工事をしている者を含む。)によって特定事業場であるときは、この限りでない。

6 クエン酸製造業に係る特定施設とクエン酸製造業以外の業種に係る特定施設を併設している特定事業場に対しては、クエン酸製造業に係る特定施設を設置している特定事業場に対して適用する上乗せ排水基準を適用する。

7 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排水基準を定める総理府令第2条に規定する検定方法による検出値である。

2-(4)-⑥ 万之瀬川水域に係る上乘せ排水基準

適用区域：万之瀬川及びこれに接続する公共用水域

(昭和50年10月15日公布、昭和50年11月1日施行)

区 分	業 種	項目及び許容限度						
		水素イオン濃 度 (水素指数)	生物化学的酸素要求 (単位 1 リットルにつきミリグラム)		浮遊物質量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)		大腸菌群数 単位 1 立方センチメートルにつき個)	
			日 間 平 均	最 大	日 間 平 均	最 大		
昭和50年11月1日	食鳥処理加工業	5.8～8.6	30	40	40	60	1,000	
前に設置されている特定事業場 (特定施設の設置の工事をして いるものを含む。)	蒸留酒及び混成酒製造業	排水水量2,000立方メートル以上のもの		20	30	40	60	
		排水水量2,000立方メートル未満50立方メートル以上のもの		60	80	70	90	
		排水水量50立方メートル未満のもの	5.8～8.6	120	160	150	200	3,000
	クエン酸製造業	排水水量8,000立方メートル以上のもの		20	30	40	60	
		排水水量8,000立方メートル未満	5.8～8.6	120	160	150	200	3,000
	と畜場	5.8～8.6	30	40	40	60	1,000	
	し尿処理施設のみを有するもの	5.8～8.6	30	40	50	70	3,000	
	豚房施設、牛房施設又は馬房施設を有するもの	排水水量200立方メートル以上のもの		30	40	40	60	
		排水水量200立方メートル未満50立方メートル以上のもの		80	100	90	120	
		排水水量50立方メートル未満のもの	5.8～8.6	120	160	150	200	3,000
その他のもの（さつまいもでん粉製造業を除く。）	5.8～8.6	120	160	150	200	3,000		
昭和50年11月1日以後の設置に係る特定事業場	豚房施設、牛房施設又は馬房施設を有するもの	排水水量200立方メートル以上のもの		20	25	30	40	
		排水水量200立方メートル未満50立方メートル以上のもの		60	80	70	90	
		排水水量50立方メートル未満のもの	5.8～8.6	90	120	100	130	3,000
	その他のもの	排水水量1,000立方メートル以上のもの		20	25	30	40	
排水水量1,000立方メートル未満のもの		5.8～8.6	30	40	40	60	3,000	

考 1 「特定事業場」とは、法第2条第3項に規定する特定事業場をいう。

2 「排水量」とは、特定事業場から排出される1日当たりの平均的な排水の量をいう。

3 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。

4 この表に掲げる上乘せ排水基準は、排水量が30立方メートル未満の特定事業場については適用しない。

5 この表に掲げる上乘せ排水基準は、昭和49年12月1日以後において一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場については、適用しない。

ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場が昭和49年12月1日前に特定施設となっている施設を設置していること(設置の工事をしていることを含む。)によって特定事業場であるときは、この限りでない。

6 クエン酸製造業に係る特定施設とクエン酸製造業以外の業種に係る特定施設を併設している特定事業場に対しては、クエン酸製造業に係る特定施設を設置している特定事業場に対して適用する上乘せ排水基準を適用する。

7 この表に掲げる上乘せ排水基準は、排水基準を定める総理府令第2条に規定する検定方法による検出値である。

2-(4)-⑦ 鹿児島湾水域に係る上乘せ排水基準

適用区域：鹿児島市の北緯31度34分6秒，東経130度36分43秒の地点と北緯31度26分3秒，東経130度31分15秒の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域並びにこれに接続する公共用水域のうち鹿児島市内水域を除く公共用水域

(昭和54年7月9日公布，昭和54年7月9日施行)

区 分		業 種		項目及び許容限度							
				水素イオン 濃度 (水素指数)	生物化学的 酸素要求量 (単位1リットルにつきミリグラム)		化学的酸素 要求量 (単位1リットルにつきミリグラム)		浮遊物質 量 (単位1リットルにつきミリグラム)		大腸菌群 数(単位1立方センチメートルにつき個)
					日 間 平 均	最 大	日 間 平 均	最 大	日 間 平 均	最 大	
昭和54年7月9日前に設置されている特定事業場（特定施設の設置の工事を行っているものを含む。）	下水道処理区域内のもの	すべてのもの		5.8～8.6	20	25	20	25	50	70	3,000
	下水道処理区域外のもの	豚房施設、牛房施設又は馬房施設を有するものの	排出水量200立方メートル以上のもの		30	40			40	60	
			排出水量200立方メートル未満50立方メートル以上のもの	80	100			90	120		
			排出水量50立方メートル未満のもの	5.8～8.6	120	160			150	200	3,000
		畜産食料品製造業		5.8～8.6	30	40			40	60	3,000
		水産食料品製造業		5.8～8.6 (5.0～9.0)	90	120	90	120	80	100	3,000
		野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業		5.8～8.6	90	120			80	100	3,000
		みそ又はしょう油製造業		5.8～8.6	90	120			80	100	3,000
		製あん業		5.8～8.6	90	120			80	100	3,000
		飲料製造業	排出水量500立方メートル以上のもの		30	40			40	60	
			排出水量500立方メートル未満のもの	5.8～8.6	60	80			80	100	3,000
		ぶどう糖又は水あめ製造業		5.8～8.6	60	80			80	100	3,000
		めん類製造業		5.8～8.6	60	80			80	100	3,000
		豆腐又は煮豆製造業		5.8～8.6	60	80			80	100	3,000
		紡績業、繊維製品製造業又は染色整理業		5.8～8.6	60	80			80	100	3,000
		紙製造業		5.8～8.6	60	80			80	100	3,000
		生コンクリート又はセメント製品製造業		5.8～8.6					30	40	3,000
		ガス供給業		5.8～8.6	30	40			40	60	3,000
		酸若しくはアルカリによる表面処理施設又は電気めっき施設を有するものの		5.8～8.6	30	40			30	40	3,000
		旅館業	排出水量500立方メートル以上のもの		30	40			40	60	
			排出水量500立方メートル未満50立方メートル以上のもの		60	80			80	100	
			排出水量50立方メートル未満のもの	5.8～8.6	120	160			150	200	3,000
		中央卸売市場		(5.0～9.0)			60	80			

区 分		業 種	項目及び許容限度							
			水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量 (単位1リットルにつきミリグラム)		化学的酸素要求量 (単位1リットルにつきミリグラム)		浮遊物質質量 (単位1リットルにつきミリグラム)		大腸菌群数(単位1立方センチメートルにつき個)
				日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	
	下水道処理区域外のもの	自動車式車両洗浄施設を有するもの	5.8～8.6					30	40	3,000
		し尿処理施設を有するもの	5.8～8.6 (5.0～9.0)	30	40	50	70	50	70	3,000
		その他のもの（さつまいもでん粉製造業を除く。）	5.8～8.6	120	160			150	200	3,000
昭和54年7月9日以後の設置に係る特定事業場	下水道処理区域内のもの	すべてのもの	5.8～8.6 (5.0～9.0)	20	25	20	25	30	40	3,000
	下水道処理区域外のもの	豚房施設、排出水量200立方メートル以上のもの		20	25	20	25	30	40	
		牛房施設又は馬房施設を有するものの		60	80	60	80	70	90	
		排出水量50立方メートル未満のもの	5.8～8.6 (5.0～9.0)	90	120	90	120	100	130	3,000
		その他のもの		20	25	20	25	30	40	
		排出水量1,000立方メートル未満のもの	5.8～8.6 (5.0～9.0)	30	40	30	40	40	60	3,000

- 備考 1 「特定事業場」とは、法第2条第3項に規定する特定事業場をいう。
- 2 「下水道処理区域」とは、下水道法第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- 3 「排出水量」とは、特定事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量をいう。
- 4 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 5 水素イオン濃度（5.0～9.0）及び化学的酸素要求量に係る許容限度は、排出水を海域に直接排出する特定事業場についてのみ適用する。
- 6 特定事業場（特定施設の設置の工事をしているものを含む。）のうち下水道処理区域外のものが下水道処理区域内のものとなったときは、当該特定事業場は、下水道処理区域内のものとなった日から起算して1年間は、なお下水道処理区域外のものとみなして、この表の規定を適用する。
- 7 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排出水量が30立方メートル未満の特定事業場については適用しない。
- 8 この表に掲げる上乗せ排水基準は、昭和54年5月10日以後において一の施設が特定施設となった際にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場については、適用しない。
- ただし、当該施設が特定施設となった際に当該工場又は事業場が昭和54年5月10日前に特定施設となっている施設を設置していること（設置の工事をしていることを含む。）によって特定事業場であるときは、この限りでない。
- 9 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排水基準を定める総理府令第2条に規定する検定方法による検出値である。